

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

～ 平成21年度の保険料のお支払いと軽減の一部変更等について ～

平成20年4月から始まりました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方の、納入通知書又は口座振替による保険料のお支払いが、6月より始まります。

今年度の保険料額につきましては、「保険料額決定通知書」によりご確認ください。

また、保険料を年金から直接お支払いされている方で、4月又は6月に「仮徴収額決定通知書」により通知のあった方は、6月が本年度2期目のお支払い月となっています。

●年間保険料の計算方法（平成21年度）

☆保険料率は、平成20年度と変わりません。（軽減措置の一部を除く。）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たりの額】} \\ \hline 43,143 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得*1に応じた額】} \\ \hline \text{（平成20年中の所得} - 33 \text{万円）} \times 9.63\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{（限度額 50万円）} \\ \hline \end{array}$$

注) 1年間の保険料について

*月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例) 8月15日に加入 → 1年間の保険料 ÷ 12か月 × 8か月 (8月～翌年3月) = 長寿医療制度の保険料

*保険料の100円未満の端数は切り捨てます。

※1 所得とは

前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

●保険料の軽減の一部変更について

政府は、保険料の軽減について、次のとおり一部見直しを決め、均等割の「7割軽減」対象の方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりましたので、お知らせします。

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を通知いたしますので、改めて手続きをいただく必要はありません。



※8.5割軽減に該当する方で、世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合は、9割軽減の該当となります。

※今回の変更で、均等割の7割軽減を受けられる方が8.5割軽減となるのは、平成21年度の保険料のみです。

《保険料の軽減について》

①均等割の軽減 ～ 所得に応じて、均等割43,143円が以下のとおり軽減となります。

（軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。）

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割軽減	6,300円	9割軽減	4,300円
33万円	8.5割軽減	6,300円	8.5割軽減	6,300円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	21,571円	5割軽減	21,571円
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	2割軽減	34,514円

例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$168 \text{万円 (年金収入)} - 120 \text{万円 (公的年金等控除額)} - 15 \text{万円 (特別控除額)} = 33 \text{万円 (軽減判定の所得)} \rightarrow 8.5 \text{割軽減該当}$$

特別控除額 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。